

平成30年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成30年7月19日（木）

愛知県障害者自立支援協議会



## 平成 30 年度 第 1 回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

### 1 日時

平成 30 年 7 月 19 日 (木) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 55 分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 6 階 602・603 会議室

### 3 出席者

浅井令史委員、池戸悦子委員、江崎英直委員、大嶋健二委員、川上雅也委員、  
木本光宣委員、黒江幸子委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高橋脩委員、  
坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、廣田祥久委員、牧野昭彦委員、  
松下直弘委員、渡邊久佳委員 17 名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

なし

### 4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

### 5 高橋会長挨拶

皆様おはようございます。今日は本当に暑い中を、定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。

新たにこの会に加わられた方もおられますので、少しお話しをさせていただきますけれども、この自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づく連携組織体ということになります。愛知県で行われておりますさまざまな施策について、それぞれのお立場から御提言をいただき、それを施策に反映していくという重要な組織体であります。ぜひそういう役割性を御理解いただき御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

ところで、今日は 7 月 19 日ですけれども、もう少ししますと、津久井やまゆり園の惨事から 3 回目の 26 日を迎えることとなります。もう絶えていたと思っていた優生思想が未だに脈々と続いていることに私たちは驚愕もし、そして改めて私たちの仕事をいかにすべきかということを考えさせられました。そして昨年から今年にかけては、愛知県は県の実態を正直

に公表されたわけですが、全国で16,500の方が、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術をされたということも、私たちは知るところとなりました。これもあからさまな優生思想に基づくことであります。改めて私たちは、そういう時代ではないのだと、国連の障害者権利条約と障害者基本法に則って、障害のある方の基本的人権、そして共生、本人主体、本人の意思決定支援、こういう基本的な思想と理念に基づいて事業の推進に寄与したいと考えております。そんな思いで今年度も務めさせていただきますので、皆様御協力のほどよろしく願いいたします。

## 6 議 事

### 議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

#### ア 人材育成部会の活動状況について

##### 【資料1 人材育成部会 平成30年度活動中間報告】

#### 高橋会長

議題(1)の愛知県自立支援協議会専門部会の活動状況について、最初に人材育成部会の小島部会長から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 小島委員〔人材育成部会長説明〕

資料1に基づいて御報告させていただきます。

6月5日に1回目の部会を開催しております。

まず、今年度の研修計画ですが、例年どおり相談支援従事者研修とサービス管理責任者等研修を行っていくことと、今年度から医療的ケア児等のコーディネーター養成研修が実施されるという報告をいただいております。相談支援従事者研修は、現任研修が今週の火曜日からスタートしておりますが、研修前に開催された国の養成研修では31年度からの新カリキュラムを見据えた内容となっており、県の研修でも今年度から取り入れることができる部分については取り入れていくという方針でやっております。サービス管理責任者等研修は、国研修は今後となりますけれども、受講枠を拡大して実施するため、昨年度に引き続き名古屋市にも研修を委託しております。委託により、受講率は一昨年度まで50%台でしたが、昨年度は70%台となっています。

2番目の、サービス管理責任者等と相談支援の研修に係る事業者指定ですが、いよいよ来年度の指定を控えて、実施要綱の修正など、実務的な話題に移っているところです。研修のカリキュラムが31年度から変わるということもありますので、相談支援従事者研修については、初任者研修が来年度から指定事業者に移ることを見据えて、県直営で実施している今から形として作れるところは作っていった方がいいとの思いもあり、取り組んでいるところです。

3番目の、人材育成ビジョンですが、これが今年度からの新たな議題になります。まだ議論は始まったばかりですので、骨子案と今後の予定にとどまっておりますけれども、どのように作成していくかという実務の部分を詰めながら、今年度中に形を作っていきたい

ということです。本協議会でも、人材育成のことは大事だけれども、特に人材育成を担う人材、講師の育成ということも課題ではないかとお話もいただいております。人材育成を担う人材をどう育成していくかということも特に項目を設けてしっかりと議論していきたいと考えております。委員からの意見ということでいくつか挙げておりますけれども、地域アドバイザーや専門アドバイザー講師の活用などは、愛知県でせつかく仕組みとしてあるものですから、しっかりと活用していくことが大切なのではないかということと、アドバイザーの活用では地域の取組に差があるという書き方もされておりますけれども、圏域を超えて全県的に共通で取り組む部分と、地域の特性にあわせて特色ある取組をしていただく部分と、当然両方必要だと思うのですけれども、全県共通で取り組む動きが今後どんどん必要になってくると思われるので、私自身は、圏域を超えて共通で取り組む部分と地域の特性を出す部分とメリハリをつけていただくことが今後大切になるのかなと考えております。また、従事者研修だけではありませんけれども、県の研修と各地域の研修が連動していくようなことも求められていくのかなと考えております。

4 番目、地域における人材育成の状況ですが、地域アドバイザーの昨年度の実績と今年度の予定について報告を受けております。

あわせて、5 番目の、関係機関による研修についても報告を受けております。

最後のその他ですが、来年度から相談支援従事者もサービス管理責任者等の研修も、新カリキュラムに移行することが予定されています。相談支援のカリキュラムは、国研修が行われたこともあって具体的になってきていますが、特に現任研修については、今まで 3 日間の研修が来年度から 4 日間に伸びるということと、愛知では既に行っているところですが、研修を 3 日間又は 4 日間続けてやるということではなくて、あえて演習の間にインターバルを設けて、県の研修に集まって取り組む Off-JT の部分と各地域や事業所で取り組む OJT の部分を繰り返すことで、研修効果を上げていこうという方向が強く出されております。研修の 2 日目から 3 日目と、3 日目から 4 日目と、2 度インターバルが入りまして、予定では、まずは個別支援のところで事例を書く、基幹センターや地域で検討して持って帰ってくる、それでまたグループワークで共有するというような OJT の部分や、3 日目から 4 日目の間では、地域の資源や協議会に参加することで、また経験して研修に戻ってくるというような取組が必要になってきます。そうしますと、県の現任研修の企画も工夫していくのですけれども、各地域で設置されている基幹センターや委託事業所、協議会、当然地域アドバイザーにも研修の仕組みや流れを理解して協力していただくことが必要になってきますし、それは研修のことだけではなく、結局は各地域で普段どのように事業所と協議会が結びついているのか、基幹センターが結びついているのかという取組にもつながっていくところかと思っておりますので、研修を企画する側も工夫はしていきますけれども、ぜひその辺り、アドバイザー会議等でも話題として取り扱っていただいて、理解をしていただかないとしっかりと取り組めないと思っておりますので、この場をお借りしてお願いします。

私からの報告は以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。今、中間報告をしていただきましたけれども、この件について

ていかがでしょうか。人材育成ビジョンについて、もう少し詳しい説明がありますか。

#### 小島委員

1 回目の部会では、骨子と予定を確認したところでとどまっておりますが、実際に実務として進めていくに当たって、事務局に色々御尽力いただくところではありますが、例えば骨子案の(1)の障害福祉従事者に求められる資質や事業所における現状などは、実際に現場で関わっている立場で色々ポイントを整理するとか、ある程度基になる原稿を作成しないと、実のあるものにならないと思っておりますし、事務局からもそのようにお願いされておりますので、そのあたりを具体的に、誰がどうやって協力していくかというところが大切になると思っております。先程の繰り返しになりますけれども、人材育成を担う人材をどのように育成していくのか、どういう資質が求められるのか、そうしたことも言葉に落としていくということは非常に意味があると思っておりますし、来年度からカリキュラムが変わったり、相談支援の初任者研修やサービス管理責任者等の最初の研修が指定事業者に移されることもあり、県としての柱を言葉にしていくことで、質を保つ基となるとよいと考えております。

#### 高橋会長

ありがとうございました。このビジョンも含めて、皆さんからぜひ御意見をいただければと思います。特にビジョンについてはこれから検討に入るといいますので、委員の皆さんの御意見も反映していただきたいと思っております。

#### 松下委員

人材育成ビジョンについて、先行事例があるということですので、それを参考にしながら骨子案を作られたと思うのですが、これを実行に移す上で、そのフィールドのイメージは圏域でしょうか、それとも市町村ごとでしょうか。それによって、より自分のところの課題としてイメージしやすいような具体的な事例というか、スキームを描いた方がいいのかなと思いますので、まずここをお伺いしたいと思います。

#### 小島委員

骨子案にもありますけれども、それぞれ作成するに当たって、段階やレベルのようなものは想定しております。先程の研修の話も日常の支援体制の話も、事業所レベル、市町村レベル、地域・圏域レベル、県レベルと、それぞれがそれぞれの目標を立てたり、目指すべきところをはっきりとさせていくことが必要かと思っております。実際に取り組むに当たって、それぞれがどう連携していくのかについても、実際に効果が上がらないといけないと思っておりますので、意味のあるものにするためには、それぞれのレベルと、どうつながるかということは何度か落とし込んでいく必要があると思っております。

#### 松下委員

例えば、市町村ごとに人材育成を考えていこうと思った時に、自立支援協議会の役割というのは一定効果が出てくると思うのですが、県みたいに専門の部会を設けている

自治体は恐らくあまりないと理解しているのですけれども、そこに代わるものの設置を求めていくのか、基幹センターがあればそこが中心になればいいという方向で、当面はいくつかあるステップの1つとして考えていくのか。それによって、市町村単位だと、事務局レベルでは人材育成を担う人材を育成するためにどういった講師がいるのか分からないという声もよく聞かれるので、人材バンクではないですけども、そういった方を紹介できるようなものを考えていく可能性はあるのでしょうか。つまり、喫緊の課題だけれども、どこから着手すればいいのか分からない時に、差し当たってこういうプログラムでまず実行できる方が県内にはいますと紹介できるのか、そしてそれを担えるのがアドバイザーだという形で行くのか。あるいは相談支援従事者やサビ管研修の講師を当てていくのか。前回の会議でも、研修のフォローアップをしようと思った時には、それぞれの市町村でフォロー体制を作っていないと、事例の検討にしても、地域の社会資源に応じた体制整備にしても、地域の課題に伝えていこうと思った時になかなか共通の課題として認識しづらいと思うので、そういう意味でこのビジョンが、より自分の地元の問題として位置づけやすいような形にするためのスキームをどうしたら作っていきけるのかを考えた時に、いくつか気になったのでお伺いしました。何か進んでいるところとか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

#### 小島委員

このビジョンでいいますと、そのあたりの考え方や書きぶりはこれから実際に詰めていくことになるのですけれども、お聞きした範囲で言いますと、協議会や基幹センターや地域アドバイザーは、誤解を恐れずに言いますと、愛知県には既に整っているけれども生かされてないところがある。それはもったいないことですし、根底ではまだまだ生かしていけると個人的には思っております。本来求められていることを全県共通で認識することがスタートとしてあると思っております。枠組みにしましても、新たに求めていくというよりは、必要とされていることが実際に明確になってきていると思っておりますので、そうすると、すべて共通して語れない部分もあると思うのですが、例えば市町のレベルでは基幹センターがあるところは基幹センターが中心に取り組むかもしれないけれども、まだ設けられていないところについては、どこが中心になってどのようにやっていくのか、投げかける効果はあると思います。それを踏まえて、地域や圏域で議論していくことが出てくると思うのですけれど、そのきっかけ、柱となるといいと考えていますし、確かに市町村で取組の必要は感じているけれども、なかなかそのノウハウが分からないとか、誰に頼んでいいか分からないということは確かにお聞きしますので、御質問をお聞きして、ビジョン以前に今あるものをしっかり周知していくことも必要だと改めて思ったところです。

#### 松下委員

既存の取組、愛知県で先行しているものもありますので、それをしっかり整備されていくのかなと思いました。相談支援専門員やサビ管が取り上げられていますけれども、それ以外にも、例えば発達障害の関係であれば、発達障害者支援指導者は市町村に必ず一定数いるはずですが、実はこの方たちをなかなかうまく生かされてないところがありますので、それぞれの地域で活躍してもらえよう形に落とし込めると嬉しいと思います。

## 高橋会長

ありがとうございました。他にいかがですか。事業は人なりです。福祉サービスはますます需要が拡大して多様化していきます。それに対応して人材の育成をどう図っていくのかというのは、非常に重要なテーマですので、人材育成部会にはがんばっていただきたいと思えます。

## 池戸委員

人材育成ということですが、私どもは県の精神保健福祉士協会という職能団体ですが、上部団体に日本精神保健福祉士協会がございまして、そこで2、3年前に精神障害に関する研修の講師用テキスト等を作りました。このテキストや、会員を講師として使っていただければよろしいと思えます。先日、愛知県と名古屋市にもその要請をしまして、遠慮なく言っていただけたらと思えます。

## 小島委員

はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

## 高橋会長

私からも2点お聞きしますが、このビジョンというのは、人材育成全体に係るビジョンを作ろうとしているのか、それとも相談支援事業の人材育成に関わる部分だけに限定しようとしているのか、どちらですか。

もう1点は、これから研修事業を外に委託していくとすれば、その事業の評価もしないといけません、そういうものにも活用するという視点はあるのですか。

## 小島委員

1点目に御質問をいただきました、相談支援のみか他の領域も含むのかというお話ですが、現時点では、文言としては障害福祉従事者としていますので、少なくとも相談支援従事者にとどまるものではないと理解しております。ただ、この部会の前後で、私自身が考えてみても、障害福祉従事者はどれくらいの範囲なのかというところから実際には整理をして、限定しないと書きようがなくなると思えますので、その整理は必要だと思えます。やはり相談支援従事者とサービス管理責任者、児童発達支援管理者は、現在の障害福祉の施策の軸になると思えますので、意識しながらやっていくことにはなると考えております。

もう1つ、指定事業者に対する評価ですが、例えば評価の項目のようなものをビジョンの中で細かく挙げるかとどうかについては、考えていかななくてはならないところですが、少なくとも方向性や枠組みについては、ビジョンにしっかりと言葉として書くことが大切だと思えます。そうしますと、評価の基準、根拠になるということも意識しながら言葉にしていくことが大切だと、今、改めて思ったところです。

## 高橋会長



さまざまな研修が行われていますけれども、共通の理念を明確にしないといけないと思います。同じ理念の下に多様な支援を展開する、そのための人材育成ですから、理念の共有がまずは大事で、後はそれがあらゆる研修事業に反映されることが必要だと思います。よその研修ビジョンでは、相談支援従事者の研修ビジョンだけに限定しているところもあります。けれど、北海道のビジョンはより包括的なものですよね。ですからぜひ、皆が各領域での研修を実施するときに指針となるものを作っていただければと思います。

#### 松下委員

今の話を少し聞きながら、こうした視点も入るといいと思うのですが、今いるスタッフ、あるいはこれから入職する方達にこう育てたいという、言ってみれば先輩やベテランからの願いになると思います。もう片方で、これからの担っていく若者職員が今どこに躓いているのかという視点から見たときのビジョンも作れるとよい。つまり、何かを教えていく、スキルアップを目指すプログラムを作ることは大事だけれども、効果を考えた時に、できている・できていないということも1つの指標かもしれないですが、例えば研修を受けたり、人材育成のプログラムに乗っている方達が次に何を目標そうとしているのかを自分で落とし込みをしたくて、つまりキャリアパスの仕組みをこの中に乗せていって、相乗効果の中でお互いに成長していく形が見出していけるとよいと思いましたので、一考していただけるといいと思いました。

#### 小島委員

どうしても研修で言いますと、教える側と教えられる側が単純にあると思うのですが、後進の方々は、人材不足、人手不足みたいなことも頭によぎりまして。この会議でも、次世代育成の話から、人手をどう確保していくかという話になったこともありましたし、繋がる話ですが、整理しながら取り組んでいくことが必要だと思って聞いておりました。

#### 高橋会長

ありがとうございました。さまざまな御意見を頂きました。これらの御意見を参考に、さらに部会の活動を充実していただくようお願いいたします。

#### 議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

##### イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

【資料2 地域生活移行推進部会 平成30年度活動中間報告】

#### 高橋会長

続きまして、地域生活移行推進部会の報告をお願いしたいと思います。長坂部会長、よろしく申し上げます。

#### 長坂委員〔地域生活移行推進部会長説明〕

今年度から部会長を仰せつかりました長坂と言います。よろしく願います。

では、平成30年度の第1回地域生活移行推進部会の報告をさせていただきます。

テーマとして話し合ったのは大きく2点です。1つは3ページにあります福祉施設入所者の地域移行について、もう1点は4ページにあります地域生活支援拠点の整備についてです。2点目の地域生活支援拠点の整備については、この後の相談支援アドバイザー会議の活動状況とかぶるところも多くありますので、そちらは短めに報告させていただきたいと思えます。

地域移行について、現状と検討内容のところですが、平成26年度から28年度までの施設入所者の地域移行数は96人でした。6ページ、資料4にありますように、平成26年から29年度の目標値は1,117人、進捗率8.6%ということで、目標値を大きく下回る状況でありました。それを受けて、県として第5期障害福祉計画を策定するに当たって、実際に福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査を実施し、177人の方が地域生活移行を希望しているという数字を出しました。それでニーズに基づいてと言いますか、実際の調査に基づいた人数ですので、顔の見える数字となり、これを第5期の目標としたということです。それを受けて、地域生活移行推進部会としてどういうふうにしていくかという取組を話し合いをしました。

まず、177人の内訳ですが、3分の1は名古屋市の施設に入所されている方です。ニーズ調査の間17で、入所施設のサビ管若しくは3年以上の支援員にこの方の地域生活への移行の可能性を聞いたところ、可能だと判断された方が81人です。同じく間14で、地域生活に関する御家族の意向を聞いたところ、サビ管等に地域生活移行が可能だと判断された方のうちの46人の方が、御家族はそのまま施設にいて欲しいと答えたという結果になっています。これを受けて、今後どのようにしていくかということで、期中の方向性としては、当然177人の地域生活移行を進めるわけですが、今後の取組として、1つ目は177人の意向を再確認すること、そしてもう1つは、施設から地域生活移行が可能だと回答があった81人については、早急に地域移行を進めるというような方向性を出しました。

今後の取組ですが、計画の期中というのは3年間ですが、3年間の工程表を第1回目の部会で作成するには至りませんでした。第2回の部会は10月22日に開かれますが、その時に3年間のロードマップを作成して、177人の地域移行に取り組んでいくことになると思いますが、再アンケートにつきましては、8月に調査、10月集計の予定としております。調査対象の177人のうち、46施設106人が愛知県知的障害者福祉協会に加盟する施設の方でした。あとの17施設71人については、身体障害者向けの施設、旧身障療護と思われれます。そこで、8月の調査に向けては、福祉協会の入所施設部会の榎本部長にオブザーバーとして部会にも参加していただいております。全面的な協力をいただいております。質問項目については、現在も施設に入所中かどうか、地域生活を希望しているかと、最終的には本人の同意のもとで、個人情報を支給決定市町村に提供してもよろしいですか、という質問をさせていただきたいと思っております。これを受けて10月下旬に支給決定市町村及び地域アドバイザーに情報提供をして、市町村としてはプランを作成した相談支援専門員が入所施設のサービス管理責任者と協力して、アセスメントを実施したり、地域生活が可能の方については早期に地域生活へ移行、また、地域ア

アドバイザーに受け皿の確保・充実について圏域会議等で検討していただく、さらに現時点で地域生活が困難な方については阻害要因を把握し、その解消方法はどうしたらいいかを検討していただく方向で進めていきたいと考えました。1月には情報提供後の各市町村の取組の進捗状況について把握させていただきたいということで、1回、2回、3回という形で部会を重ねて、地域生活移行に向けて取り組んでいきたいと考えました。

次の4ページの地域生活支援拠点の整備については、地域アドバイザーと一緒にすることが非常に多くなるだろうと考えています。第5期障害福祉計画では、市町村又は各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備するとなっています。現状としては、当初は第4期でということでしたが第4期ですべて整備できなかったこともあり、第5期まで延長されましたので平成32年度までということになりますけれども、29年度末現在で未整備の39市町村、そちらに整備が進まなかった理由を確認したところ、そこに記載されたような回答があったということです。相談支援アドバイザー会議の重点検討事項に地域生活支援拠点等の整備が入っていますので、アドバイザー会議と地域生活移行推進部会が情報共有しながら連携して進めていくことになると思います。部会では取り上げられなかったことですが、今後の取組として事務局から追加報告があり、厚生労働省との共催による都道府県ブロック会議が11月以降に開催される見通しになっております。これは地域生活支援の整備促進に必要な機能の強化・充実のために厚生労働省が中心となって行っていくものだと聞いておまして、整備済の自治体と未整備の自治体を事例として挙げて、それについて検証しながらグループワーク等をしていくという中身のようです。以上、第1回の地域生活移行推進部会の報告です。

## 高橋会長

ありがとうございました。地域生活移行推進部会の活動の中間報告をいただきました。これも重要な課題が挙がっております。これからの推進に向けて、部会の皆さんからぜひ御意見、御質問をいただければ。新しく委員になられた方も、まだ内容について十分に把握も難しいこともあると思いますが、基本的な御質問でも構いませんので、ぜひいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

## 松下委員

1つ質問と、1つ情報提供になるかと思います。

1つはブロック会議ですけれども、どういう方たちを対象に実施されるのかという情報は入っているのでしょうか。行政の担当者だけではなく、例えば愛知県のアドバイザーとか、一定の地域の情報が分かっている方が参加できるのか、あるいは実施を進めていく市町村の担当者が対象なのかというところです。

もう1つは、面的整備をしていくところが多いと思いますが、作って終わりになってしまうと、その後それがどのように上手く機能しているのかという検証がなかなか進まないと思います。私は地元の豊橋の自立支援協議会に参加させていただいていますけれども、独自にというか、豊橋市としては面的整備で地域生活支援拠点を設置しましたが、それが上手く機能しているのかどうなのかということ、自分達で自己評価していこうという取組、チャレンジをしているところです。それもまだまだブラッシュアップが必要と

思うのですけれども、1年1年きちっと機能してきたかどうか、あるいはまだ何が次の課題としてあるのかということが定期的にきちっと検証していく必要があるということも含めて、整備をしていく上で考えていく必要があると思いますので、こうしたことは既にアドバイザー会議で情報共有をされていると思いますけれども、各自治体にも情報提供をしていき、かつ、今、豊橋がやっているものをひな形にしながら、よりよい評価のツールができるといいと思いますし、愛知県から全国的に発信できていくとなおいいと思いますので、詳しい情報は東三河の江川アドバイザーの方が詳しいと思いますけれども、そうしたことも含めて、整備を進めていく上での環境整備が必要と思いましたので、情報提供ということにさせていただきます。

### 長坂委員

1 点目の質問の都道府県ブロック会議の件ですけれども、事務局からいただいている開催要項の案を見ますと、これは厚生労働省から出ている事務連絡の資料ですけれども、参加対象者については、「市町村（障害保健福祉圏域を含む）の職員を広く対象とすることとし、希望する都道府県においては、別添に基づき募集する。なお、地域生活支援拠点等の必要な機能を担う事業所・施設や、関係機関等も対象とする」という書かれ方になっております。

### 江崎委員

対象者 177 名、知的 106 名と身体 71 名ということですが、この対象で話が進むということになって、地域生活支援拠点を少なくとも1つずつ整備するという流れの中になってきますと、精神の地域移行というのは、この中には入っていないような印象を受けるのですけれども、そのあたりを教えていただけたらと思います。

### 高橋会長

これは事務局からお話をいただいた方がいいかもしれないですね。よろしくお願ひします。

### 障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

精神障害者の地域移行は別の括りになっているのかということですが、障害福祉計画の中で、施設入所者の地域移行と精神障害者の地域移行とは別の項目で建てられております。精神障害のある方の地域移行については、第5期計画では、32年度末までの精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数と65歳未満の1年以上の長期入院患者数を、平成32年度末までにそれぞれ2,774人、3,002人にするということと、平成32年度における精神病床の早期退院率、入院後3か月時点の退院率を69%、6か月時点の退院率を84%、入院後1年時点の退院率を91%にするという別の成果目標が立てられております。精神障害に対応した成果目標を達成するために、先程報告のありました地域生活移行推進部会で平成26、27、28年度と3年間重点検討という形で検討させていただいておまして、昨年度、地域ごとに精神科病院に入院されている方を地域に戻す仕組み、コア機関チームのイメージ図を作りまして、第5期障害福祉計画にも載っているのですけれど

ども、地域の基幹相談支援センター、地域アドバイザー、それから保健所がコーディネーター役になって精神科病院に働きかけをして、患者を地域に戻すことを今進めているところでございます。先程質問のあった成果目標としては別建てでやっております。それも従来から力を入れてやっておりますので、御了解いただきたいと思っております。

### 高橋会長

それを推進するための協議会として、追加資料ですが、愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会という組織が作られて、そこで検討されていくということです。障害という括りは一緒ですけども、精神障害だけは別建て、言わば縦割りですね。その問題をどう調整していくのかは前からの懸案ですけども、なかなか進まないという現実があります。でも、ここで検討されていくということです。よろしいでしょうか。

### 鈴木委員

これから入所施設の方々に、アドバイザーに情報提供をしていただいで進めていかれるというお話ですけど、プランを作成した相談支援専門員とサビ管が協力をしてアセスメントを実施されていくと記載がされていますが、地域移行支援をタスクチーム的に取り組むような形で実施することはないでしょうか。プランを元々作成された方がサビ管と協力してというのは、元々プラン作成している方なので、そこで新たなアイデアを含めながら、地域移行に向けていくにはかなり厳しい部分があるかと思っております。実際には地域アドバイザーや、あるいはこうした地域移行を重点的に取り組んでこられた方達がグループを作りつつ、その人数がどのくらいになるのか分からないですけども、人数に応じてグループを作っていくながらチームで取り組むというような方法論はないだろうかと思ひながら、伺っていました。今後の、先への進め方を教えていただけるとありがたいです。

### 長坂委員

先への進め方は第2回でたぶん議論になると思うのですが、現時点では突っ込んだそこまでの話はまだできていません。自分も鈴木委員と同じように思ひます。プランを作成した相談支援専門員という書き方がされていますけれども、たぶんこのやり方だけではやりきれないのではないかと思ひます。壁にすぐに当たってしまう気がするので、そこにアドバイザーが入るとか、もしくはそういう実績のある相談支援専門員、例えばASKから派遣してもらってチームにしていくとか、そういった取組が必要になってくるのかなと思ひます。

### 高橋会長

具体的に進んでいきそうな気がして、嬉しく思ひます。

### 川上委員

地域生活支援拠点について、全国で3~4%前後という中で、愛知県は54市町村で15と30%近くできているのですけれども、今は数がどうしても先行して、中身、質はどう

なのかと考えています。愛知県が取りまとめたものを見ても、5つの基本的な機能があると言いながら、1つ2つが空欄であったりとか。

私は圏域アドバイザーをしています。管内の市が急に整備済になっていて、その市と2回ほど色々な会議があった時に参加していた事業所と当事者に聞いたら、「えっ、うちに拠点ができているんですか」と全員に言われました。だから市の勝手な判断で、国も解説で最終的な判断は市町村がすることとなっていますけれど、やはり分かりにくい制度だと思います。市町村の判断というよりは、中身、質というか、自立支援協議会あるいはその構成員が常にこれを検証できるような形にしていかないと。出来上がったならそれで陳腐なものでもいいという制度もそうですけれども、全国的に4%弱の中で、愛知県では30%弱まで来ているということでは、中身、質を問うような論議をする場所が必要になってくるのではないのかと思います。

### 高橋会長

この件についてはどうですか。県の方は市町村の取組をそのまま数字として挙げてみえると思うんですけども、その実態の把握というところについてはどうですか。

### 障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

5つの機能で欠落しているところがあるということについて、どれだけ機能を満たしていれば整備されたことになったかという基準等が示されていない中で、一部そういった不明確な部分があるのですので、検証しながら進めていくことが非常に大事だと思います。市町村できちんとそういった機能が展開されているかどうか、検証する仕組みを市町村できちんと持っていただく。拠点の核となるものを作っていただいて、そこで地域で求められている機能は何なのか、それがきちんと果たされているのかを検証する仕組みを、基幹なのか、協議会になってくるかと思うのですが、そういったところを、県も協力しながら地域アドバイザーと一緒に検証していく仕組みを、アドバイザー会議等で話し合いをしていきたいと思っています。

### 高橋会長

期待をしています。

### 鈴木委員

地域生活支援拠点は、3年間延長されている状況になっているので、各市町が32年度までに整備をすると記載はされていますが、検証も含めてということになると、各市町の協議会の中には形骸化してきていて、あまり何も進められていないところも見受けられるのは、全国共通の部分があると思います。そうすると、協議会も地域生活支援拠点も同じですけども、協議会の取組状況や、あるいは地域生活支援拠点がどのように今動いているのかという部分、プロセスや現状みたいなものを定期的に報告していくということで、市町の中だけでその取組状況が完結してしまうよりは、周りも含めて他の市町との比較というところがあった方がいいのではないかと思います。そうすると、厳しい言い方かもしれませんが、うちの市町と他の市町がこんなに実は差が出てきているのだとい

うことも、申し訳ないですけど、実際にそれぞれの市町や関係者の方々にも感じていただく必要が少しあるのかなと思って、それも含めてそういった報告の場が、県主催なのかどういふ形なのか分からないですけども、できるといいと思います。

## 高橋会長

その点についても、県にお伺いしたほうがいいですか。自立支援協議会が形骸化しているので、それをまず評価して、その活性化をいかに図るのか。そのあたりはどう考えますか。

## 障害福祉課 立花主幹

協議会の形骸化についてですが、国でも毎年、相談支援体制の報告ということで、どんな部会があるのか、どんな構成員なのかという形だけの報告はいただいています。

一方、県でも地域アドバイザーから地域で何が課題になっているのか毎年報告していただいている、それを表にしてアドバイザー会議で情報共有をしているのですが、それが市町村に届いているかという、そこまでは届いていないので、もう少し見やすい形にさせていただいて、協議会が地域で一体どんな活動をしているのか市町村にフィードバックできるような形になればと思いました。

## 高橋会長

色々とお意見をいただきましたので、御意見を生かして、部会の活動を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

### ウ 医療的ケア児支援部会の活動状況について

#### 【資料3 医療的ケア児支援に関する「協議の場」の設置について】

## 高橋会長

次に3つ目の、新しくできた部会ですけども、医療的ケア児の支援部会について、事務局から御報告をお願いします。

## 障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

医療的ケア児支援部会の活動状況について御報告させていただきます。

資料3の医療的ケア児支援に関する協議の場の設置について、御覧ください。

1、県単位の協議の場の設置です。前回、30年2月23日に開催されました愛知県障害者自立支援協議会におきまして、今年度から本会の専門部会として医療的ケア児支援部会を新設することをお認めいただきました。これにより、医療的ケア児支援の実施に向けて必要な措置等を検討するため、愛知県障害者自立支援協議会設置要綱第5に基づき、平成30年5月24日付けで医療的ケア児支援部会を設置したところです。

また、この部会は、医療的ケア児支援の関係機関等が連携し、地域の課題の対応策等を

協議するため、自立支援協議会の専門部会であると同時に、医療的ケア児支援に関する県単位の協議の場としても位置付けております。

(2)ですけれども、年2回開催することとしておりまして、今年度は第1回目を平成30年7月5日に開催したところです。次回は平成31年2月19日を予定しております。構成員は14名で、事務局は健康福祉部技監、障害者施設整備室始め関係6課室です。構成員の名簿は表として記載しましたが、各分野から代表となる方々に委嘱しました。あわせて、当事者団体2団体にも加わっていただき、当事者の御意見もお聞きすることにしました。さらに有識者、県コロニー、市町村代表として名古屋市にも加わっていただいたところです。部会長ですけれども、今月5日に開催されました第1回会議におきまして、豊田市こども発達センター長の三浦先生が選出されました。

(3)の協議内容ですけれども、医療的ケア児の現状把握及び分析に関すること、医療的ケア児支援における地域の課題や対応策に関すること、医療的ケア児支援における関係機関との連絡調整に関することです。

(4)の第1回会議の結果ですが、部会長である三浦豊田市こども発達センター長から御報告すべきでありますけれども、三浦部会長は本日所要により出席できませんので、代わりに事務局から報告させていただいております。今回初めての会議ということもありますので、資料が多くなって大変恐縮ですけれども、資料一式をお配りさせていただきました。

平成30年度第1回愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会の次第を御覧ください。次第にありますけれども、4の議題としまして、(1)本県における平成29年度関連事業の取組実績及び平成30年度実施見込み、それから(2)の委員から選出された課題・対策及び意見等について、(3)医療的ケア児者の実態把握について、また、5の報告事項としまして、市町村における平成29年度関連事業の取組実績及び平成30年度実施見込みを取り扱いました。

資料1として、本県における医療的ケア児支援に係る事業を一覧として取りまとめました。右下のページ番号1ページから11ページまで、少し多くなりますけれども、本県の一覧として取りまとめさせていただきました。また資料2としましては、各代表の委員から提出されました課題、対策、意見等を12ページから21ページまでに取りまとめさせていただきました。また、このほかの市町村の実施事業といたしまして、資料4、23ページから30ページまでに取りまとめさせていただきました。時間の都合がありますので、各資料の説明は省略させていただきますけれども、当日の議事録は、恐縮ですが現在まだ作成中でありまして、作成ができましたら県のホームページに掲載しまして、公開させていただく予定です。

では、申し訳ありませんが、本日の資料3にお戻りください。

資料3の右側になりますけれども、当日の出席者は、委員14名のうち13名の出席がありまして、当日の主な発言といたしましては、市町村のコーディネーターが機能してほしい、就学前の保育所等における医療的ケア児対応が全く進んでいない、保護者のレスパイトの需要が多いがデイサービスやショートステイ等の預かり施設が不足している、ショートステイを実施する地域の医療機関が少ない、主な理由は採算が取れないためなので何らかの施策が考えられると良い、在宅医療を行う医師や看護師不足、人材育成や人材確保のための補助が必要、災害支援のための人工呼吸器装着時の把握が重要、実態調査の実施も



必要だが県と名古屋市で一緒に実施するべき、実数だけでなくライフステージごとに異なる困り度も分かるとよい、全数調査は医療機関の負担が大きいので人工呼吸器使用時に絞ってはどうかなどの御発言がありました。こうした意見を参考としまして、県としまして今後の施策を進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、2の圏域単位の協議の場の設置です。医療的ケア児支援部会を県単位の協議の場としても位置づけておりますので、圏域単位及び市町村単位の協議の場とも相互に連携のとれたものとしていく予定です。(1)設置概要ですけれども、福祉相談センターが所管する障害保健福祉圏域会議を活用して、各圏域において協議の場を開催いたします。同会議の中で議題の1つとして取り扱うものです。協議の内容は、広域的な課題の把握及び対策の検討、各市町村の取組状況等の情報、意見交換などです。今年各圏域のスケジュールは表のとおりです。

続きまして、3の市町村単位の協議の場の設置であります。各市町村において、自立支援協議会などの既存の会議を活用し、定期的な開催をしていただくように依頼しました。協議内容は市町村内の各分野の連携を図ることを目的として、情報共有や課題把握及び対策の検討などを想定しております。9月頃になりましたら、県から各市町村あてに協議の場の設置状況等を照会する予定です。あわせて、開催していない市町村には、設置について依頼をしていく予定です。説明は以上です。

## 高橋会長

新たな部会について現状を御説明いただきましたけれども、この件についていかがでしょうか。

## 松下委員

1点お願いと、1点情報提供です。

1つは、医療的ケアが必要なお子さんを受け入れる事業所が増えるよう、どう支えていくのか。実際に御家庭から事業所まで出ていく時には、移動のサポートが非常に大事になりますが、充実していないので、事業所が増えてもなかなか出られないという声を耳にしたことがあります。人工呼吸器などのさまざまな医療機器を携えて移動するのは、車両も必要ですし、そういうことを教える医療関係者も必要だと思いますが、そのあたりが課題になっていると耳にしました。既に意見が出ているかもしれませんが、ぜひ移動支援の部分についても、何らかの御検討をいただきたいと思います。

それからもう1点、5ページの右側の主な発言の一番最後ですが、災害時支援のためにも人工呼吸器使用児の把握が重要となっているわけですが、今般の西日本豪雨災害の中でも、岡山県で人工呼吸器を使用している小学校6年生のお子さんが在宅で過ごせないということで、医療センターへ入院避難をしたという事例が福祉協会の関係事業所の中で出てきています。そう考えると、大きな災害が発生した時の避難体制も含めて、ぜひ御議論いただけるといいと思います。これはまさしく圏域単位、市町村単位での課題になってくると思いますので、既に対象となる方の把握が始まっているかもしれませんが、ぜひサービスの提供だけに限らず、災害時支援というものも検討の俎上に上げていただけるとありがたいと思います。

## 高橋会長

その点についての検討状況はどうですか。

## 障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

移動支援、避難体制、人工呼吸器装着児について課題があることは、今回の支援部会でも聞いているところです。今後こうした協議の場を通しまして、検討してまいりたいと思っております。

## 手嶋委員

資料2の12ページ、医療的ケア児支援にかかる各委員の御意見ですけれども、野田委員の5番目の特別支援学校・支援学級の問題というところの1番上ですが、愛知県と他県の医療的ケア児の対応が異なっているという指摘がされています。どんなことを具体的におっしゃられたのか、気になりました。これから共通した理念でしっかりやっという時に、対応が異なるというのは大きい問題かと思しますので、質問させていただきました。

## 特別支援教育課指導グループ 榊原主査

私は医療的ケア児支援部会には出ておりませんが、恐らく野田委員が言われたことについてですが、愛知県では、特別支援学校において医療的ケアを行っている者は学校看護師となります。他県では、教員が3号研修を受けて痰の吸引などの簡単な医療ケアができる形をとって、教員と学校看護師で行っております。愛知県では、医療的ケアが非常に高度化・専門化してきていることも踏まえまして、学校看護師のみで行っており、学校看護師を増員することで対応しておりますので、そのことを言われているのではないかと思います。ただし、すべての県で教員ができるようにしているわけではなく、本県のように看護師のみで対応している県もございます。

## 高橋会長

この件については情報も少ないこともあって、委員の皆さんもまだ十分に情報を得ておられないかもしれません。今の他県の話ですが、全部を網羅することはできないかもしれませんが、代表的な都道府県の特別支援学校・学級における取組について、次回、資料として御報告いただければと思います。皆で理解を深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 川上委員

私は野田先生とは古くから付き合いがあります。平成22年に瀬戸市立特別支援学校が普通学校の中に設置した際に、瀬戸市立ということで、瀬戸市が看護師の加配していることを思い出しました。それも含めて言われているのかなと思いました。

コーディネーターの件ですけれども、アドバイザーの間で話をしていましたが、6月末までにコーディネーターを指名して、7月に研修申込み、10月から11月に研修を行うと

いう当初の案でしたけれども、私たちには、6月末までのコーディネーターの選出がどのような状況にあるのかという実態が全く分かっておりません。2点目ですけれども、協議の場の確認を9月頃にするという話ですが、各市町からは、11月にコーディネーター研修が終わってから動こうと聞いておりますので、協議の場の設置とコーディネーターとの関係性を今一度お示ししていただかないと。9月に設置されていないのがいいのか悪いのか分かりませんが、その整合性をお聞きしたい。3点目ですが、ライフステージごとにと発言されていますが、医療的ケア児に絞っているのか医療的ケア児者にするのか、そのあたりの整合性。もう1点は、協議の場の設置を圏域会議で議題の1つとして取り扱うと言われてはいますが、圏域を担っているアドバイザーとして、構成員が全く違うような気がします。協議の場を圏域で別に設けるのか、構成員の大幅な拡大・変更をした上で設置することを求めているのか。最後ですが、県の協議の場が、ASKのようなサービス等利用計画を立てる中心的な方が入っていませんが、最後のまとめをしていく方がいるのか疑問に思っています。

#### 障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

1番目のコーディネーター研修ですが、6月までに市町村でコーディネーターを決めてほしいと、3月に発出した通知の話だと思います。コーディネーター研修は10月から11月に4日間の予定をしておりますが、まだ日程が決まっていないため、市町村に受講者の推薦依頼を出しておりません。7月中に県から市町村に研修受講者の依頼をして、8月に回答をいただく予定としており、県ではまだ市町村の状況が分からないという状況ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。それから、研修は、10月に2日間、11月に2日間、あわせて4日間の予定をしており、本来ですと研修を受けたコーディネーターが市町村の協議の場に参画していただき、コーディネーターが持っている色々な情報や課題、意見などを出していただき、市町村で把握していただく。また、市町村内でとどまらない広域的なことについて、圏域に上げていただいたり、さらに県にも上げていただくことを考えております。今年度が初めての事業ということもありますので、例えば市町村の協議の場の設置がコーディネーターの設置より早かったり後になるなど、もしかしたら市町村では時系列的に順番が前後するようなことがあるかもしれませんが、今年度は1年目ですから、まずはそういう体制を作っていただきたいと思っております。

続きまして、ライフステージ別、医療的ケア児者の者、大人の方をどうするかという話ですが、実は前回の第1回目では、それについての詳しい議論、突っ込んだ議論はまだしておりません。子どもの医療的ケア児がそのまま18歳、20歳になって者、大人になったから議論の対象から外すということは、今の時点では考えておりません。児がそのまま者になっても、色々な問題はそのままあると思いますので、事務局側としては引き続き対象としていってはどうかと考えております。

最後に、県の協議の場に相談の委員がいないのではないかというお話ですが、委員を選定する時にASKに情報は入れさせていただいていたのですが、障害者自立支援協議会にはほかに人材育成部会や地域生活移行推進部会が既にありまして、医療的ケア児部会に選ばれた方もいらっしゃいますけれども、各部会で重複する方を選んでしまうと皆さん非常にお忙しく、その方の負担が非常に過大になってしまうので、そうでない方の

中から、今回は大南さんをお願いしました。大南委員を通じて、御意見を集約していただいて、その御意見を聞かせていただければと考えております。

### 高橋会長

ありがとうございました。他にも御意見がおありかもしれないですが、だいぶ時間が過ぎておりますので、次に移らせていただきます。もし御意見があれば、事務局に書面でもお出しただければと思いますので、よろしく申し上げます。この部会は新しく設置された部会で、資料を見ますと非常に活発に議論がなされ、そして取組もなされているようなので、今後に期待をしたいと思います。

それでは、各部会長さん、どうもありがとうございました。

### 議題(2) 第4期愛知県障害福祉計画の実績について

#### 【資料4 第4期愛知県障害福祉計画の実績について】

### 高橋会長

続きまして、議題(2)の第4期愛知県障害福祉計画の実績について御報告を受けたいと思います。事務局から説明をよろしく申し上げます。

### 障害福祉課企画・調整グループ 加藤補佐

6ページ、資料4を御覧ください。

第4期計画は、27年度から29年度までの3年間を計画期間としておりました。昨年度末で計画期間を終了したところです。国の基本指針を踏まえ、大きく4つの目標を設定しておりました。

1つ目の、福祉施設入所者の地域生活への移行です。成果目標①として、地域生活移行者数の目標1,117人に対し実績115人で、目標を大きく下回ったところです。成果目標の②として、29年度末までに施設入所者を158人削減するとしておりましたが、実績は137人でした。資料の右側の評価と分析欄を御覧ください。地域移行が進まない要因として3つ挙げておりますが、実績が目標を下回った要因として、第4期計画の目標値自体が国から示された全国一律の指針に基づいて設定したものであり、本県の実情に即した目標値でなかったことも要因として挙げられるところです。今年度新たに計画期間を始めた第5期計画では、アンケート調査を実施して、本県の実情に即した目標値を定めたところです。

2つ目の項目、7ページ、入院中の精神障害者の地域生活への移行です。数値目標は3つあり、入院後3か月経過時点の退院率、入院後1年経過時点の退院率、入院1年以上の長期の在院患者数、その減少率について目標値と実績をお示ししています。この中で、成果目標の③、長期の在院患者数について未達成となった要因ですが、資料右側、評価と分析欄を御覧ください。成果目標の①と②において早期退院を促進し、新しく長期在院者となる患者数は減少傾向にあるものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことが要因として考えられます。これは、退院後に利用できる障害福祉サービス等の地域移行、地域生活に向けた体制整備が不十分であることによると考えられますので、今後の取組欄にもあ

りますように、医療と福祉の連携強化を行うための取組を進めていくこととしております。この中の①にあります精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の開催状況につきましては、後ほど担当者から説明・報告をさせていただきます。

項目の3つ目、9ページ、地域生活支援拠点等の整備です。成果目標は、各市町村または各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備としておりました。それに対して、15市町村において整備済となっており、内訳は、8市町が市町村単独で設置、7市町村が圏域単位もしくは近隣市町村との連携による設置となっております。表にもありますように、今年度以降整備を行う予定の市町村がありますが、圏域会議を通じて市町村の取組状況を把握しながら、地域アドバイザーとも協力しながら、働きかけや支援を進めてまいります。

4つ目の項目、10ページ、福祉施設から一般就労への移行です。こちらも3つの成果目標を設定しておりました。このうち就労移行支援事業利用者数は、目標2,374人に対し実績1,952人ということで、未達成となっております。この要因としましては、資料右側の棒グラフのとおり、就労移行支援事業所の数が伸び悩んでいることが分かります。このため、同事業所の利用者数が増加しなかったと考えられますので、今後の取組として、各種研修や事業者指導を通じ、既存の事業者の質的な確保、並びに事業所整備費補助金による量的な確保を図ってまいりたいと考えております。

11ページは、障害福祉サービス見込量に対する利用実績となっております。第4期計画の最終年度となる29年度のサービス見込量と利用実績を出しておりますが、一部のサービス種別において、計画で見込んだサービス量に対し利用実績が下回っているものもありますが、大部分のサービス種別におきまして見込量を上回るか近似値となっております。12ページは、圏域別のサービス見込量と実績となっておりますので、御確認いただければと思います。

続いて、精神障害者地域移行・地域定着移行推進協議会について、担当者から説明いたします。

## 障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会について説明させていただきます。本日配付した追加資料を御覧ください。

まず、平成29年度の開催状況ですが、昨年12月15日に、委員10名の参加のもと開催しました。内容は資料のとおりであり、本県の精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する取組について御協議いただきました。特に、昨年度新規事業のピアサポーター養成研修と、養成されたサポーターを活用したピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業に関して、ピアサポーターの活用方法や意義について御意見をいただきました。

次に、平成30年度の取組についてです。新たに策定された第5期障害福祉計画では、地域生活への移行に向けた支援の取組として、保健所、基幹相談支援センター、地域アドバイザーにより構成されたコア機関チームを各圏域に育成することとしております。それを踏まえ本協議会では、コア機関チームの育成状況等の県事業の取組及び成果について協議を行う予定としております。また、自立支援協議会地域生活移行推進部会においても、精神障害者の地域移行について検討が行われており、特に地域移行支援の実績、取組がない町村への対応について検討がなされております。精神障害者の地域移行支援は市町村の

サービス支給決定によるものであり、地域移行支援の推進のためには市町村への働きかけがとても重要になりますので、本協議会での協議事項を同部会において報告させていただくことにより、より一層の連携を深める予定です。

最後に今年度の開催予定ですが、今のところ年2回開催する予定であり、第1回を8月3日に開催する予定です。

以上で、愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の報告を終わらせていただきます。

## 高橋会長

ありがとうございました。多くのことについては、昨年度、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を立てる時に提出された資料と同じもの、ないしはそれを補充したものだと思しますので、昨年度からの委員の方は御承知だと思いますけれども、御質問、御意見があればお聞きします。いかがでしょうか。

## 木本委員

ピアサポーター養成研修が何度か出てきましたが、どういう研修なのかお聞きします。ピアサポーターの養成は簡単ではなく、とても時間がかかることだと思います。養成した後も、その方達がどう活躍してどうフォローしていくのかということがないと、なかなかうまく回っていかないと思います。原因として、養成講座を受けても活躍する場がないとか、やりすぎてしまって疲れてしまうという話を耳にすることがありますので、そのあたりをどう考えているのか。それから、精神の方だけではなく、身体障害や知的障害の方にもピアの活動はとても有効だと思うので、そういうことを広げていくことも考えていくといいのではないかと思います。

## 高橋会長

ありがとうございました。3点の御質問があり、最初の方は精神障害のある方のピアサポーターのことなので、そちらでお答えいただいて、身体・知的のピア活動については事務局からそれぞれお答えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

## 障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 新屋主査

精神障害のある方のピアサポーター養成研修についてお答えさせていただきます。

ピアサポーター養成研修は、昨年度開始しました。開催実績は1回です。研修内容は、既に取り組のある兵庫県の生活支援センターほおずきのサポーター2名と支援員に来ていただいて、ピアサポーターとは何かということから、基本理念、活動実態などについて、講義形式やグループワークで研修をしたと聞いております。参加者は、当事者が68名、支援者が41名です。その後、ピアサポーターとして活動したいとして、名簿登録をされた方が54名います。

ピアサポーターの活躍の場ですけれども、昨年度から退院支援プログラムを実施しております。これは、精神科病院の職員や当事者を対象に、ピアサポーター御自身の体験を語っていただくもので、実際に精神科病院を退院して地域で生活しているピアサポーターの声

を聞いて、病院の方や当事者の方の退院意欲を高めることを目的としております。昨年度は15回実施し、今年度も取り組んでいく予定にしております。

ピアサポーターへのフォローですけれども、それにつきましては愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会でも御意見をいただいております。協議会にピアサポーター研修を受けられた当事者の方がいらっしやいまして、やはり少し不安があると仰っていました。退院支援プログラムは愛知県精神保健福祉士協会に委託して、支援者の方にも一緒に病院に行っていただくことにしておりますので、フォローの取組はできていると考えておりますが、協議会では、養成しっぱなしでいいのかという話もありましたので、そうした御意見を参考に、今年度、またよりよいものにしていきたいと考えているところでございます。

#### **障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）**

身体・知的のピア活動ですが、平成24年に市町村知的障害者相談員・身体障害者相談員の設置が県ではなくなりましたが、県では今も相談員の養成研修を年1回実施しております。先程、地域移行のタスクチームを構成してはどうかというお話がありましたが、そうした方々から地域移行の体験談をお話いただくなどの活用があるのかなと思いました。県では今年度から、地域移行を進めるための新規事業として地域生活を体験していただく事業を予定しており、実際に地域に移行された方の体験談、実際にどういった生活をされているのかなどを当事者からお話をお聞きすることで、地域に移行したいという意欲を現実的に持っていただく試みも考えておりますので、よろしくお願ひします。

#### **高橋会長**

ありがとうございました。他にありますか。では、もう一人御意見を伺って、それで次に移りたいと思います。

#### **渡邊委員**

今までは地域生活移行推進部会に精神障害者の地域移行・地域定着が入っていたのに、どうして入らなくなったのだろうと思ったのですが、地域移行・地域定着支援推進協議会ができ、ここで検討されて充実していくということであれば、とてもいいことなのかもしれません。しかし、ここ数年、実際に現場で相談支援として働いている中で、県からの通達や研修に相談支援が入っていません。私達としては、当事者にとって1番身近な立場だとずっと思っていたのですけれども、研修もないですし、取組も少し距離を感じているところです。今回コアチームという形で、私が働いている施設も保健所の会議に入っているのですが、県としては、地域移行・地域定着の要となる人、うまくいくためのポイントみたいなものをどのように考えているのか、数字ではなくて本当に現実にしていくにはどう考えているのか教えていただけますでしょうか。

#### **障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）**

要となる人をどう考えていくのかですけれども、地域移行の事業は、従来は保健所がコーディネーター機能を行うことで組み立てられていたと思います。その事業が終わって、平

成 24 年の自立支援法の改正で地域相談支援という新たな相談支援の仕組みができたこと  
によって、基幹相談支援センターなどが中心となって地域移行を進めていくこととなり、  
精神障害者もその中に入ってきたと思います。そうは言いましても、医療機関との連携が  
欠かせませんので、相談支援専門員だけでできる話ではありません。こういった形で進め  
ていけばよいのかと、地域生活移行推進部会に精神保健関係の方にも入っていただきなが  
ら出てきたのが、コア機関チームです。医療サイドに連携が取りやすい保健所、地域の相  
談機関の中心的役割を担っていただく基幹相談支援センター、それから、地域移行となれ  
ば当然広域的になってくるので、地域アドバイザーにも関わっていただいて、このチーム  
で支援をしていくという形を考えて進めているところでございまして、特定の職種の方  
にお願いするのではなく、医療機関に働きかけをしていくのであればやはり保健所で、地  
域の社会資源にコーディネートしていくのであれば地域相談支援を使って基幹相談支援セ  
ンターが担っていくような形で考えているところです。

### 渡邊委員

よく分かりますが、今の話の中でも、実際に地域移行について当事者と話を進めて  
いく人が抜け落ちています。基幹や保健所は書式や人数などの制約的な指導が多くて、本  
来の必要とするところになかなかポイントを置かないのが現状です。そういう現状につ  
いて、声を出すことができる場所が今はない状態ですので、実際に地域移行・地域定着に  
関わる相談支援専門員の声を聞ける立場、場所を作っていただけるとありがたいと思っ  
ています。

### 障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

実際に動かれる相談員の声を聞くため、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の委  
員にASKやPSW協会の方にも入っていただいております。そうした方達の御意見、現  
場の意見をきちんとお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

### 高橋会長

精神障害のある方の病院から地域への移行という課題、定着という課題も、言うは易く  
行うは難しいと思っております。先程説明があったような枠組でスタートしましたが、事業  
というのは結果が重要ですので、うまくいくのかどうか評価をしながら、自立支援協議会  
としてはとりあえず経過を見ていこうと思っておりますので、御理解よろしくお願  
いいたします。それでは、これでこの件については終わらせていただきます。

### 議題(3) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について

#### 【資料5 障害者相談支援アドバイザー会議 平成30年度活動中間報告】

### 高橋会長

続きまして、議題の(3)、これも重要な議題として、昨年まで報告ということでして  
おりましたが、これもやはり議題として取り上げるべきであろうということで、議題(3)と



して挙げさせていただきました。障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について、事務局から御報告をお願いします。

### 障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

13 ページ、資料5、障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況です。今年度は重点検討事項として、地域生活支援拠点の整備を取り上げることとしております。現在の各市町村の検討状況については、9 ページでも報告させていただいたところですが、課題としては2点あります。まず(1)の整備推進ですけれども、ほとんどの市町村が面的整備を検討している中で、単なるサービスの割り振りにならないように中核となる基幹相談支援センター等の役割や責任の明確化が必要であることや、(2)の整備済の地域生活支援拠点においても充足程度の差が大きいことから、機能内容の充実を図っていく必要があること等が挙げられております。こうした課題の解消に向けて、主な意見のところですが、(1)の人材育成や、社会資源の調査分析、体験の場と緊急時の受け入れ先の整備等の意見がありました。また、(2)ですが、サービスを適切に使うことができるよう、システムづくりが重要であるとの御意見をいただきました。こうした意見を踏まえ、右側の今年度の取組の①ですが、6月4日に開催した第1回相談支援アドバイザー会議において、各地域の取組状況について情報共有を行いました。次の②と③ですけれども、9月に開催する第2回会議までに、各市町村に対する取組状況の詳細な調査を行い、各地域の課題の抽出、対応の検討等を会議の場で行うこととしております。また④は事務局からの提案ですけれども、厚生労働省との共催によりブロック会議を開催して、県内市町村間の情報共有や意見交換等を行う場としたいと考えております。具体的な内容につきましては、第2回の会議で御検討いただきたいと考えております。最後に⑤ですけれども、1月の第3回会議で進捗状況の把握を行い、次年度以降どのように取り組んでいくのか、具体的に検討してまいりたいと考えております。

また、下の囲みですけれども、スーパーバイザーから、整備が進まない市町村については不安要素を丁寧に吸い上げるべきとか、事業評価やブラッシュアップが必要である、基本相談と委託相談との整理について検討していく必要があるとの3点の御意見をいただいております。

### 高橋会長

ありがとうございました。

地域アドバイザーとスーパーバイザーの御努力もあって、ずいぶん地域の相談支援体制というのは進んできたと思うのですけれども、この件について何か皆さん、御質問、御意見はありませんでしょうか。

### 廣田委員

精神の場合、すごく色々な相談機関がここ10年で広がったと思います。その結果どういうことになったかということ、逆に色々なところがありすぎて、どこに相談に行ったらいいのか当事者として分からない。例えば生活支援センターに行ったらいいのか、ナカボツセンターに行ったらいいのか、基幹相談支援センターに行ったらいいのか。そういうこと

を分かりやすく、当事者、家族、地域の方に広めてほしいと思っております。

#### 高橋会長

こういう問題も当然起こってくるのかなと思います。交通整理をどうするのかという問題も起きてくるのかなと思うのですけれども、その点について、事務局、アドバイザーの御発言をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

相談先が増えたのは喜ばしいことだと思いますけれども、実際にどこに相談に行けばいいのか分からないというのは、本末転倒というか、おかしなことにならないように思います。計画相談を作られている方は、モニタリングなどを通じて定期的にお会いする機会がありますので、その方を中心に、色々な個別の相談や専門的な相談、例えば就業の部分での相談であればナカボツを紹介されることもあるでしょうし、疾患であれば病院になると思うんですけども、そういったところに相談されるのかなと思います。まずは身近な相談員を中心に考えていかれるのがよいと個人的に思いました。

#### 廣田委員

施設を利用する人には相談員が付きますが、本当に困っている人がいた場合、例えば自分がピアサポーターとして活動する場合を想定して欲しいのですけれども、その場合にどこにつなげていけばいいのか本当に分からないのです。例えば1つのところに相談に行くと、その人が依存してしまうこともあると思うので、そのあたりを今後しっかりとやってほしいと思います。

#### 高橋会長

精神障害者のピアサポーター研修では、今言ったような地域の社会資源についての研修も含まれているのですか。役割が違うから、そういうのは含まれてないのですか。そのあたりをお聞きできたらと思いますが。

#### 障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 新屋主査

ピアサポーター研修では、現在のところはそこまで取り組んでおりません。

#### 高橋会長

検討をお願いできますか。結果はどうか分かりませんが、せっかくそういう御意見をいただいたものですから、よろしくをお願いします。

#### 障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 新屋主査

推進協議会で取り上げていきたいと思っております。

#### 池戸委員

相談機関が非常に広がったけれどもどこに相談したらいいのか分からないというお話に

ついて、私も精神科病院のソーシャルワーカーでもあるんですが、精神障害者の相談が医療を受けるところから就労まで非常に幅が広がっていて、ソーシャルワーカー自身がそれに対応できるぐらいの力をつけていかないと十分に相談に対応できないのではないかと気がしています。相談領域が色々と広がったことによって、ソーシャルワーカーも連携しないとイケなくなってきたと思います。地域の自立支援協議会やコアチーム等の中でしっかり相談員同士が連携して、この部分は得意なこの人がいいねというような関係性を相談員同士も持たないとイケないと思っております。

それから、地域移行の会議で、色々なことが進んでいない市町村に対して指導などをするというように書いてありましたが、市町村窓口は非常に大事だと思いますけれども、そこに対する指導をどのようにお考えなのかお聞きしたいと思いました。

## 高橋会長

精神障害者の地域支援の問題について、お願いします。

## 障害福祉課 立花主幹

市町村への働きかけということですが、地域生活移行推進部会で取り上げていた時に、地域相談支援という新しい相談支援、なかなか使いづらいという現場の意見がありました。また、地域にそういった人材が育っていないというところもあるものですから、個別給付を使って計画相談を作りながら地域相談支援をやっていくというプロセスを進めることとして、平成 27 年に、まずは市町村で少なくとも 1 例は地域相談支援を考えていただいて精神障害者の地域移行を進めていただくよう、投げかけをしております。

その後、市町村へ毎年照会して、結果をフィードバックしていきまして、市町村に大分差が出てきています。進んでいるところと進んでいないところの市町村格差が実際にあり、隣の市町村が進んでいるのにこちらは進んでいないということが明らかに数字で出てきています。市町村にそういった情報を提供することによって、進んでいない市町村のがんばりを促すというような形で取り組んでいるところです。

## 高橋会長

まだ御意見もあるかもしれませんが、この件についてはこの辺で収めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## 報告事項(1) 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）の状況等について

【資料 6-1 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）の概要

資料 6-2 愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況

資料 6-3 第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の策定について】

## 高橋会長

それでは、時間が過ぎておりますけれども、あと 1 つ、報告事項がありますので、よろしくをお願いします。愛知県特別支援教育推進計画の状況等について、事務局から説明をよ

ろしくお願いします

### 特別支援教育課 榎原主査

資料6-1を御覧ください。教育委員会では、平成26年から30年までの5か年となる愛知県特別支援教育推進計画、愛知・つながりプランを策定し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組んでまいりましたが、本年度で終期を迎えます。資料6-1、6-2につきましては、現行の推進計画の概要を示してあります。校種ごとに特別支援教育の課題とそれに対する推進方策をあげて、さまざまな取組を進めてまいりました。取組の進捗状況及び達成率につきましては、資料6-2、15ページと16ページに示してございます。それでは、15ページ、16ページのポイントのみ説明の方をさせていただきます。ここ数年、特別な支援を必要とするお子さんの数は増え続けており、特別支援学校だけでなく、就学前の早い時期での幼稚園、それから学齢期である小・中・高等学校への対応が急務となっております。幼・小・中・高に在籍する一人一人の教育的ニーズに対応するため、個別の教育支援計画などの作成や教員の専門性向上を目指した研修会の実施、それから人事交流などを進めてまいりました。また、特別支援学校では、知的障害特別支援学校における児童・生徒数の増加による教室不足への対応としまして、県立特別支援学校の新設、さらに長時間通学の解消を目指したスクールバスの増車などに取り組んでまいりました。就労支援につきましても、就労アドバイザーの配置や職業コースの設置など、具体的な取組を進めてまいりました。

次に資料6-3を御覧ください。共生社会の実現に向けて、さらなる取組を着実に進めていくため、現行計画を踏まえ、第2期愛知県特別支援教育推進計画、愛知・つながりプラン2を策定することといたしました。第2期推進計画については、昨年度は各校種の代表及び教育委員会関係者を構成員としまして、事前の準備として2回の準備会議を行いました。本年度につきましては、資料の右上にあります策定スケジュールに則り、ワーキング会議と検討会議を実施しているところです。

簡単ではありますが、以上で報告を終わらせていただきます。

### 高橋会長

この件について、御質問・御意見がありますか。

実は私もこの会に委員として参加しております。基本的には、量的な体制の整備は終わったと思っています。これからは質の問題、資料にもありますけれども、教員の特別支援学校教諭免許状の取得率が非常に低い問題とか、対象児の拡大と多様化、重度化に対応した学校現場に対する支援体制の強化というものが必要でしょう、というようなことを中心に発言をさせていただいているところです。

何か御意見があればお願いします。

### 鈴木委員

よく分からない部分もあるので教えていただきたいのですが、特別支援教育の中で、重度・重複の方達もかなり増えてきているというところで、今この計画を、全体ではないのかもしれないが見させていただいた時に、小・中学校の間の流れとか、縦軸の部分

については色々なことが記載されているのですけれども、実際の地域での生活を支えるサービスの人達とか、生活の部分と密着した連携、横軸みたいなものは、計画の中にはあまり含まれてこないものなのかどうか、教えていただければと思います。

#### 高橋会長

例えば放課後等デイサービスとか、そういうところとの連携の問題ですよね。そのあたりはいかがですか。

#### 特別支援教育課 榊原主査

資料 6-1 の右側の下の方の、関係機関と連携した就労支援というところですが、①の2のところの、地域の関係機関とのネットワークの構築に関わってくると思っております。就労だけでなく、重度のお子さんにつきましては、生活支援事業所での生活も進路先ということになりますので、そうしたところで関係機関と連携をしていけたらということで、第2期計画にも含まれております。

#### 鈴木委員

今、記載が見えている部分が、残念ながら就労という出口の部分だけで、その他生活の部分が見えていなかったのでお伺いします。卒業時や入学時ではなくて、例えば放課後等デイサービスとかについては、在学中の段階から連携が必要になってくると思うのですけれども、そういうところの連携についても、推進計画にきっちりと記載されると理解してよろしいでしょうか。

#### 特別支援教育課 榊原主査

そこも含めて連携していくというところですよ。

#### 高橋会長

そういうことも検討されるということでよろしいですか。

#### 特別支援教育課 榊原主査

この計画は、特別支援教育の教育面からの推進計画となっておりますので、どうしても福祉方面からの視点とはちょっと違うと思いますが、そういった関係機関との連携というところでは含んでいると考えております。

#### 高橋会長

教員に対する色々な研修がこれからも充実して行われていく予定ですが、その研修の中で、地域の社会資源を上手に活用して、地域の中で子どもの育ちを支えるという点では、地域の社会資源についての内容も含まれていましたか。そういうことが含まれていると活用しやすくなるのかなど、鈴木委員のお話を伺いながら思いましたけれども、鈴木委員、そのように考えればよろしいですか。

## 鈴木委員

夏休みや冬休みなど学校にいない時も含めて、そうした外部の福祉機関とのつながりが確実に必要になってきています。相談支援に関して言うと、サービス等利用計画とか障害児相談支援とか、計画を作っていく中で、医療機関や関係機関との連携に加算がつくという形で、連携をしっかり強化しています。教育の最終的な目的は、働くことではなくて、本人の生活、あるいは発達とか成長につながっていくことだと思いますので、学校の教育の部分と生活の部分がしっかりとつながっていかないといけないと思います。先程の教員向けの研修の中なのか、他のところに1行なのか分かりませんが、できれば、そうした機関との連携強化ということもこういう計画に落とし込んでいただけると非常に心強いと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

## 特別支援教育課 榊原主査

今いただきました御意見について、検討をさせていただきます。

## 高橋会長

では、よろしくお願ひいたします。時間がだいぶ過ぎましたので、お二人から簡潔にただいて終わりたいと思います。

## 手嶋委員

先程の御説明で、つながりプランは福祉方面とは違うというコメントをいただいたわけですが、14ページにも幼稚園・保育所と書かれておりますし、15ページの見出しにも幼稚園・保育所と書かれております。しかし、目標の中では、教育支援計画では幼稚園しか上がっていない。そうした悩ましい問題もきっとあるのだろうなと思います。16ページの1では30年度に100%の作成率と書いてありますが、(1)では保育所が抜け落ちていたり、17ページの4では、力を入れていただく第2期特別支援教育推進計画の周知の配付先に保育所が抜けていたりしています。そうしたところに、やはり教育と福祉のつながりの部分の今後の課題があって、やはり縦割で動かざるを得ないところもあるとは思いますが、ぜひ連携を取ってやっていただきたいと思います。

## 特別支援教育課 榊原主査

御意見ありがとうございました。

## 高橋会長

どうされますか。

## 特別支援教育課 榊原主査

検討をさせていただきます。

## 高橋会長

幼児期から学齢期へのつなぎ支援、移行支援というのは重要なテーマですよ。ですか

らあまり縦割りに考えないで、保育所から学校に入られる方も実際にたくさんいらっしゃるわけですから、実態に沿って取り組んでいただければと思います。また検討会もありますので、今日いただいた御意見がなるべく反映されますように、私からも少し発言をさせていただこうと思っております。

#### **松下委員**

情報提供になりますので、検討する上での材料にさせていただきたいと思います。文部科学省の事業の中で、発達障害の可能性のあるお子さんについてというタイトルがついていますが、学校、放課後等デイサービスなどの福祉サービス事業所、それから御家庭と、生活の連続性の中で相互に情報共有していく、あるいはお互いに支え合っていくようなスーパーバイズの体制をどう構築していくのかという研究事業が動いていまして、豊橋市にある私の施設でも、今年度受託をさせてもらいました。学校は学校、福祉サービスは福祉サービスということではなくて、切れ目のない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実のための取組です。1人のお子さんの生活そのものは連続性の中にありますので、ややもすると担任の先生とか校長といった特定の先生に依存しがちなところを、どの先生でも面的に支えていく環境を作っていくために、一緒にスキルアップしていきましょうということを考えていく必要があると思います。今、文科省の事業としてそうした取組が始まっていますので、今年度で成果が出てくると思いますので、今後の研修やプラン作りの参考にしていただきたいと思います。情報提供をさせていただきます。

#### **高橋会長**

たくさんの御意見をいただき、ありがとうございました。時間が大幅に過ぎておりますので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。事務局におかれましては、いただいた御意見を尊重して、これからの展開に反映していただければと思います。皆さん、長時間にわたりどうもありがとうございました。